

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項の規定による許可の取消し及び業務停止処分取扱要綱」の一部改正の概要

1 改正の理由

刑法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 64 号）が公布され、刑法（明治 40 年法律第 45 号）の一部が令和 7 年 6 月 1 日に改正されることから、当該改正箇所を引用する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 75 条第 1 項の規定による許可の取消し及び業務停止処分取扱要綱」を改正する。

2 改正の内容

刑法の改正に基づき、「懲役」を「拘禁刑」に改める。

3 施行日

令和 7 年 6 月 1 日